

第IV部門

都市と川との一体性からみる京都鴨川改修計画の景観設計の変遷

関西大学大学院理工学研究科 学生員 ○栢原 佑輔
 関西大学環境都市工学部 正会員 林 倫子
 関西大学環境都市工学部 正会員 尾崎 平

1. はじめに

京都鴨川は、古都京都の中心を流れる都市河川として、戦前より風致に配慮した河川整備が行われてきたことが知られている¹⁾。現在の鴨川河川空間は、背後地や沿川との調和、河川空間からの眺望景観保全など、都市と川との一体性が評価されている。これには、昭和の末年から平成にかけての改修事業の寄与するところが大きい。その改修計画における景観設計の検討過程は明らかにされていない。本研究ではこの戦後最大の鴨川河川改修計画に着目し、その景観設計の変遷を明らかにすることを目的とする。

2. 鴨川改修協議会設置の経緯と動き

鴨川改修計画は、1987(昭和62)年5月に鴨川左岸の京阪本線(東福寺～三条間)地下化工事の完了を契機として策定されたもので、1936(昭和11)～1947(昭和22)年の改修工事において暫定整備となっていた三条～七条間の治水対策と同時に、景観対策も検討された。整備計画の検討・策定にあたり、京都府は1987(昭和62)年7月「鴨川改修協議会」の設置を決定²⁾、以後約4年間で計8回開催された。同協議会においては、治水面に関して、第2回までに計画規模を1/100確率、荒神橋地点の計画高水流量を1500 m³/sとすることが採択され³⁾、第3回で全量河道流下方式と一部ダム貯留案の併用が決定された⁴⁾。なお、第6回と第7回の間にあたる1992(平成2)年7月2日に荒巻禎一京都府知事(当時)がダム建設断念を正式に発表したため、同協議会の最終提言中では、暫定的な計画高水流量として1200 m³/sが設定された⁵⁾。一方景観面に関しては、上記計画規模を前提条件として検討がなされ、第3回において整備計画検討案(1)(以後、検討案(1)と記載。以下同様)、第4回において検討案(2)、第5回において検討案(3)、第6回において検討案(4)の、計4案が検討された。各案は、協議会の議論を踏まえて漸次変更、修正されていったものである。なお、検討案(4)の左岸側散策路は、「花の回廊整備事業」として1994(平成4)年より整備され、現在も親しまれている。

3. 整備計画検討案の変遷

(1) 各検討案の検討項目整理

各検討案の目次に記載された項目を、その内容に応じて分類した。検討案(1)は基本設計までで詳細設計を含まず、また設計の前提条件整理は検討案(2)までに完了されたため検討案(3)(4)には記載が乏しいなど、検討時期による内容の差異が確認された。一方で、基本設計の内容、すなわち計画の基本コンセプトやイメージが示されている「基本方向/コンセプト」、具体的な方針が示されている「整備方針」、基本断面の設定が行われている「断面設定」については検討案(1)～(3)の間で大きな差異が見られ(図-1)、特に検討案(1)から(2)にかけて都市と川との一体性を重視する方向に変更されていた。このため以下では、検討案(1)と(2)の違いについて論じる。

(2) 「整備方針」の差異にみる、都市と川との一体性の強化

検討案(1)の「整備方針」には、左岸について「都市計画道路(筆者注:鴨東線)との一体整備」「沿川建築物の景観コントロール」が示されている。一方検討案(2)においては、左岸について「『花の回廊』を中軸に、川面—鴨東線—東山・北山を視覚的に連続させる」とあり、近景・中景にあたる水面・沿川だけでなく、遠景にあたる背後の山までを含めた周辺環境を眺めの対象として配慮し始めたことがわかる。また検討案(1)では言及のなかった右岸側についても、検討案(2)では「町家・納涼床との調和を図る」として配慮が明言されている。

京都、鴨川、河川整備、景観設計、鴨川改修協議会

〒564-0073 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学 TEL: 06-6368-1121 mail: k771163@kansai-u.ac.jp

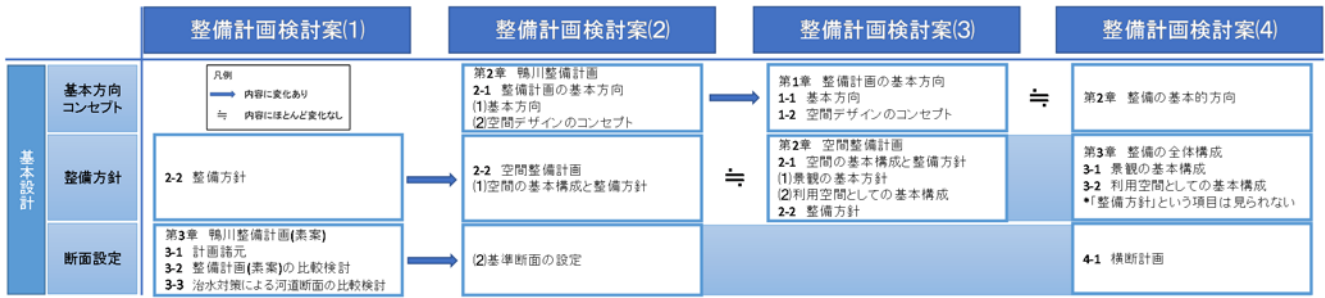


図-1 検討案(1)~(4)における「基本設計」の変遷^{6) 7) 8) 9)}

このことを端的に表しているのが、検討案(2)に追加された「景観構成の基本図(図-2)」である。左右岸ともに背後地まで一体となった景観・空間構成が表現されている。つまり検討案(2)では、河川空間内の植栽についても河川内で完結せず、遠く東山までを含めた周辺環境との立体感や奥行きを計算したうえで検討されていたことがわかる。

(3) 「断面設定」の変化

前項に述べたような「整備方針」を受けて、「断面設定」も変更された。検討案(1)では第1図案と第2図案ともに広い高水敷が設けられ、低水路は河川断面中央に配置されていた(図-3)。これは、左右岸側の高水敷からの水面の見えを、水面の近接性を重視した設計である。それに対して検討案(2)では、低水路は左岸側へ大きく寄せられ、右岸側に広い州浜や河原が設置された。これは右岸からの眺めにおける水面と護岸の視覚的近接を意図したものである(図-4)。

4. おわりに

以上のように、鴨川改修計画における都市と川との一体性は、検討当初案からある程度は考慮されていたものの、検討案(2)以降では基本方針が確立され、具体的な景観設計に反映されていたことが明らかとなった。

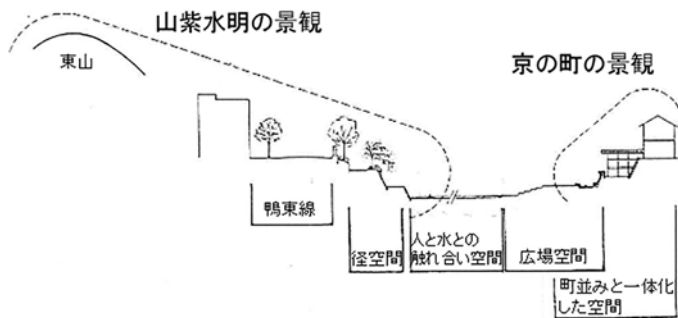


図-2 検討案(2)で設定された「景観構成の基本図」(筆者一部抜粋・加筆)¹⁰⁾

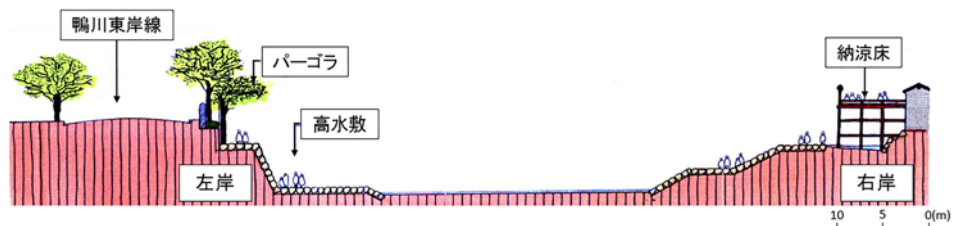


図-3 検討案(1)河川断面(三条~四条間)(第1図案)(一部抜粋・加筆)¹¹⁾

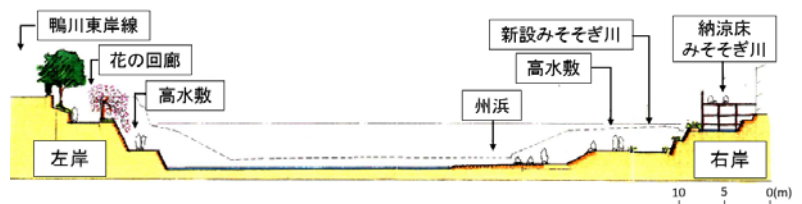


図-4 検討案(2)河川断面(三条~四条間)(一部抜粋・加筆)¹²⁾

謝辞：本研究の遂行にあたり、京都府河川課及び京都土木事務所には、鴨川改修協議会の検討経過を学術的に整理し後世に残すという目的にご賛同いただき、調査協力と資料提供を頂いた。記して謝意を表します。

参考文献：1) 林倫子：第九章 近代の都市河川「山紫水明」の風致と鴨川の整備，田路貴浩，齋藤潮，山口敬太(編・著)，日本風景史 ヴィジョンをめぐる技法，pp.279-309，昭和堂，2015，2) 鴨川改修協議会：鴨川改修のあり方について提言，1991，3) 京都府：第2回鴨川改修協議会議事録，pp.47-49，4) 京都府：第3回鴨川改修協議会議事録，pp.47-48，5) 前掲2)：p.5，6) 京都府：昭和63年3月鴨川景観対策検討調査委託(河62河企調第1号)整備計画検討案(1)，pp.33-61，1998，7) 京都府：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編(京63中改河第2号の1)整備計画検討案(2)，pp.21-33，1998，8) 前掲7) 整備計画検討案(3)：pp.3-5，1988，9) 前掲7) 整備計画検討案(4)：pp.3-5，1998，10) 前掲7)：p.25，11) 前掲7)：pp.48-49，12) 前掲8)：p.41